



# SMTB年金ニュース

(平成27年3月31日)



三井住友信託銀行 年金信託部

## 【厚生年金基金】

### 最低責任準備金算出方法の一部改正告示及び パブリックコメント手続きの結果公示

本日（平成27年3月31日）、標題に関する告示が以下のとおり公布されております。

厚生労働省告示第209号

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20150331kokuji.pdf>

#### I. 趣旨

第21回社会保障審議会年金部会（平成26年6月3日開催）において、財政の現況及び見通し（厚生年金本体の財政検証結果）が公表され、中途脱退者に係る代行部分の移換現価率が改正されたこと（[平成27年3月16日付厚生労働省告示第62号](#)）等に伴い、厚生年金基金が解散した場合に、政府が厚生年金基金から徴収することとなる責任準備金相当額の算出方法を改正するもの。

#### II. 改正対象

『公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法』（平成26年厚生労働省告示第95号）

#### III. 改正の概要

- ✓ 中途脱退者に係る代行部分の移換現価率が改正されたこと等に伴う責任準備金相当額の算出方法の改正。
- ✓ 最低責任準備金算出方法に関する代議員会議決を不要とするもの。

また、本件に関して、パブリックコメント手続き（ご参考：[平成27年2月10日付SMTB年金ニュース](#)）が行われておりましたが、以下のとおり、その結果(\*)が公示されております。

(\*) <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140437&Mode=2>

No	意見等の内容	意見等に対する考え方
1	責任準備金相当額の算出方法に関する厚生年金基金の代議員会および存続連合会の評議員会の議決が不要となる改正が行われるように思われるが、当該改正を行う背景を教示いただきたい。	今般の改正は、責任準備金相当額について厚生年金基金の解散後にその清算人が計算を行って確定させるものであることを踏まえたものです。

本件に関する実務上の取扱い等の詳細については、判明次第ご連絡いたします。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3595